

総務委員会会議録

平成25年5月27日(月)

(開会) 10:06

(閉会) 10:53

案 件

1. 入札制度について

【 報告事項 】

1. 飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について (中心市街地活性化推進課)

2. 公用車の事故の状況について (管財課)

3. 登記引取等請求事件について (納税課)

4. 第二次行財政改革大綱(素案)について (行財政改革推進課)

5. 土砂災害警戒区域等の指定に係るハザードマップの配布について (防災安全課)

委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「入札制度について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

契約課長

平成24年度建設工事の入札執行状況について、お手元に配付しております資料に基づき、ご説明いたします。

まず、資料1の「平成24年度 工事契約落札率別内訳表」のご説明をいたします。1ページをお願いいたします。この資料は、平成24年の工事契約落札率別内訳表でございます。設計金額が130万円以上の工事請負契約案件について、落札率別に記載したものであります。左から落札率、件数、契約金額総額を記載しております。落札率を70%未満、70%以上80%未満、80%以上90%未満といったような分類をしております。99%以上につきましては、0.3%刻みで更に細かく分類をしております。平成24年度の入札件数といたしましては157件で、契約金額の総額は69億2194万8826円でありまして、その平均落札率は89.39%となっております。

次に、資料2の「平成24年度 条件付き一般競争入札実施状況」につきましてご説明いたします。2ページから7ページをお願いいたします。平成24年度の条件付き一般競争入札の実施状況でございますが、左から工事名、工種等級等、予定価格、最低制限価格、落札額、落札率、申請者数、応札者数、最低制限価格応札者数、入札日を記載しております。平成24年度は69件の一般競争入札を執行いたしました。その内訳といたしましては、土木一式工事が43件、建築一式工事が24件、専門工事が2件となっております。69件のうち52件が最低制限価格での応札がなされ、51件についてはくじ引きにより落札者を決定したところでございます。落札率につきましては、7ページ一番下の欄に記載しておりますが、86.89%となっております。

8ページをお願いいたします。次に、資料3の「平成24年度 変動型裁定制限価格実施状況」につきましてご説明いたします。異なる等級区分のクロスするゾーンに適用します変動型最低制限価格方式により落札者を決定する入札を7件実施しております。なお、落札率につきましては、一番下の欄に記載しておりますが、85.95%となっております。

次に、別紙の資料となっております飯塚市立病院本館新築工事の契約締結状況及び経過につ

いてご説明いたします。まず、工事請負契約の締結状況について、お手元に配布いたしております資料によりご報告いたします。

別紙資料の1ページをお願いします。飯塚市立病院本館新築工事、建築一式工事でございますが、2者による入札を執行いたしました。その結果、落札額20億8950万円、落札率98.39%でフジタ・中村・竹並特定建設工事共同企業体が落札しております。

別紙資料の2ページをお願いします。飯塚市立病院本館新築（電気設備）工事につきましては、3者による入札を執行いたしました。その結果、落札額5億1345万円、落札率95.86%で九電工・みつる電気商会特定建設工事共同企業体が落札しております。

別紙資料の3ページをお願いします。飯塚市立病院本館新築（空調設備）工事につきましては、2者による入札を執行いたしました。その結果、落札額4億1490万7500円、落札率98.52%で朝日・オガワ設備特定建設工事共同企業体が落札しております。

別紙資料の4ページをお願いします。飯塚市立病院本館新築（給排水衛生設備）工事につきましては、3者による入札を執行いたしました。その結果、落札額4億7985万円、落札率99.82%で斎久工業株式会社が落札しております。

次に、入札の経過についてご説明いたします。飯塚市立病院本館新築工事につきましては、本年2月20日、業者選考委員会に諮りまして、建築工事、電気設備工事、空調設備工事、給排水衛生設備工事の4つの工種に分離し、全てにおいてその参加要件を、市内・市外業者による2者及び3者での特定建設工事共同企業体とすることを決定し、2月22日に入札公告を行い、3月22日に入札を執行しました。しかしながら、4つの工種のうち、給排水衛生設備工事においては、入札参加者が2者に至らず、入札が成立しなかったことから、3月15日に同じ条件で再公告を行いましたが、前回と同様に入札が成立しませんでしたことから内部で検討をさせていただきまして、すでに契約をしております建築工事等3つの工事施工に影響があるということ、そしてまた工期が遅延する恐れもあることから、3回目の入札公告についてはその参加要件を、これまでの「市内・市外業者による共同企業体」から「単体企業または市内・市外業者共同企業体」とし、4月5日に再々公告を行い4月30日に入札執行により業者を決定したところでございます。

また、落札率につきましても、別紙資料に記載しておりますように、建築工事98.39%、電気設備工事95.86%、空調設備工事98.52%、給排水衛生設備工事99.82%となっておりますことから、この入札結果を踏まえまして、参加業者数及び落札率について検証を行ったところであります。

参加業者数につきましては、当初、入札参加業者の数は、4つの全ての工種において、今回参加申し込みがございましたが、その数の2倍以上を見込んでおりましたが、結果、非常に参加が少なく、先ほど報告させていただきましたように、1つの工種においては、2度も申し込みがなかったこと、また、落札率については、電気設備を除き98%を超えていること等から参加した共同企業体の代表者に、参考ではありますが、入札に関する事情を聞きまして、ほとんどの業者が、今回は自社で積算した金額と比較したところ、厳しい状況であったとの回答を受けております。これは、東日本大震災や福岡県南部の降雨災害等、また、最近の経済対策等による公共工事の急激な増加により、資材の高騰や重機、作業員、技術員の確保等が非常に困難になっていることが原因となっているのではと考えております。また、全国的に見ましても、病院施設につきましては、小樽市、厚木市、坂出市、壱岐市等で入札中止が相次いでいる現状であります。従来は、病院や大規模な案件が入札中止になることは全国的に珍しかったものですが、最近多く出始めているような状況であります。

契約課といたしましては、今回の入札結果を受けまして、今後、本市においても大型工事を控え、今回のような入札が成立しないなどの再発防止に向けた取り組みのため、今後は設計担当課、事業担当課との協議をさらに充実させ、入札制度検討委員会等にも諮りながら、適切な

発注時点での社会情勢等の把握に努め、入札事務を執行していきたいと考えております。

以上、説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、5件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市中心市街地活性化の取組み状況について」報告を求めます。

中心市街地活性化推進課長

中心市街地活性化の取組み状況でございますが、3つの核事業の仕組み及びスケジュール等について主なものをご報告いたします。

お手元の配付資料に基づき説明させていただきます。1ページの位置図は、中心市街地活性化事業の核事業につきまして、大まかな事業スケジュールとともにそれぞれ図示しております。内容の説明は省略させていただきます。

まず、3ページの1のダイマル跡地事業地区におけるコミュニティビル整備事業でございます。本事業の仕組みにつきましては、株式会社まちづくり飯塚が実施主体となっており、ダイマルの建物を解体しまして跡地に4階建てのコミュニティビルを整備し、2階から4階までを賃貸住宅とするものです。当初は3階建て、賃貸戸数16戸で計画されておりましたが、採算性を高めるということで賃貸戸数24戸の4階建てに変更されております。

予算関係では、補助金として24年度については1億3800万円を計上しておりました。これは地盤調査、建築設計、解体工事に対する補助金でしたので、所有権取得が遅れ、事業が当初の予定より遅れたために全額25年度に繰り越しとなっております。

25年度予算については、建築工事費のうち共同施設整備費に対する補助金として4548万8千円を計上しております。

まちなか交流・健康広場整備事業につきましては、コミュニティビル1階の床を市が購入し、まちなか交流・健康広場を設置し、市民の健康増進と交流を促進するものであり、取得費として1億9524万9千円を予算計上しております。スケジュールとしましては、6ページ中段に記載しておりますように、現在実施設計が行われており、本年6月下旬から解体工事に入る予定でございます。また、竣工は現在のところ、平成26年5月末にずれ込む見込みとなっております。

次に、4ページの2の飯塚本町東地区整備事業でございます。本事業の仕組みにつきましては、永楽町商店街、火災跡地及び周辺地域において土地区画整理事業を飯塚市が施行するものです。区域内の地権者から土地を少しずつ提供いただき、幅員6メートルの防災道路等を整備するとともに、優良建築物等整備事業ということで、売却を希望する地権者の土地を居住ゾーンに集約し、民間事業者に売却いたしまして、分譲マンションを整備することにより、定住促進をはかることといたしております。

商業の活性化につきましては、商業ゾーンを設けまして店舗を集約、再配置し、食と生鮮の時間消費型空間を創出するようにいたしております。

また、公共施設の整備におきましては、子育て交流プラザ並びに広場を整備するとともにコミュニティバス停留所を設置し、市民の利便性の向上を図り、定住促進と商業の活性化を補完していくことといたしております。

25年度予算額につきましては、建物等調査委託料4197万9千円、工事設計委託料1133万円、土地区画整理事業の支援ということで独立行政法人UR都市機構への支援業務委託料として1億5429万8千円、用地購入費として1321万6千円、建物移転補償金13億7276万円を計上しております。

スケジュールとしましては、6ページ下段ですが、の事業計画決定のところに記載しておりますように本年3月末に事業計画を決定しましたので、地権者の方との減価買収の交渉や営業補償調査などを開始したところでございます。また、の移転・工事の実施のところでは、地権者との交渉・契約・移転を2期に分けて行うことにしており、解体撤去や区画道路等の完成を平成27年10月としております。の分譲マンションにつきましては、本年10月末の事業者決定に向け関係者と協議を行っております。

5ページをお願いいたします。3の吉原町1番地区第一種市街地再開発事業については、1階がバスセンター、2階から4階までに医療関連施設が入り、5階から11階までを分譲マンションとする複合ビルを整備するものです。

25年度の予算額については、吉原町地区再開発事業費補助金2億9550万円となっております。これは、建築設計、権利変換計画書作成、建築物除却費、補償費などに対する補助でございます。

スケジュールとしましては、6ページ上段ですが、の工事のところに記載しておりますように、現在実施設計が行われております。また、地権者の移転、建物除却などが本年9月からできるよう再開発組合で協議・調整が進められております。竣工は平成27年5月の予定でございます。

7ページには、3つの各事業以外のスケジュールを記載しておりますが、説明は省略させていただきます。

最後に、8ページのこれまでの経過及び今後のスケジュール(案)について、先ほどの説明と重複しないよう主なものを説明いたします。3月23日にはダイマル跡地整備に係る地元住民説明会をまちづくり飯塚が開催しています。4月27日にはダイマル跡地整備に係る地盤調査を終了しております。5月16日には、吉原町1番地区第一種市街地再開発事業の事業計画の認可を受けております。

今後のスケジュールにつきましては、7月上旬には飯塚本町東地区優良建築物等整備事業者の公募を、事業者であります地権者組織の推進協議会が行うこととなっております。7月下旬には、飯塚本町東土地区画整理審議会を開催し、仮換地指定に向けて意見聴取等をしていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

小幡委員

3ページのダイマル跡地事業の件なんですけど、実施主体がまちづくり飯塚となっておりますけども、前回資料はいただいたことはあるんですが、このまちづくり飯塚のメンバー、今わかれば教えていただきたいんですが、わからなければ資料要求したいんですが、わかりますか。

中心市街地活性化推進課長

発起人7人で設立されております。役員としまして前田精一氏、それから正田英樹氏、それから久保氏が役員としておられます。

小幡委員

できたら資料要求したいんですけども、委員長、お諮りください。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:28

再 開 10:30

委員会を再開いたします。

小幡委員

株式会社まちづくり飯塚の組織表とメンバーと出資比率等の資料がほしいんですけども、委員長、お諮りください。

中心市街地活性化推進課長

次回の報告のときに提出させていただきます。

委員長

ほかに質疑ありませんか。

小幡委員

1点教えてください。4ページ、これは本町東地区の整備事業ですが、歳出予算の中に支援業務委託料でURに1億5400万円ということですが、この支援事業の中身を教えてください。

中心市街地活性化推進課長

内容につきましては、土地区画整理審議会及び評価委員会に関する業務、換地計画及び仮換地指定に関する業務、建築等の移転補償、除却等に伴う損失補償等の業務ということでお願いしております。

小幡委員

ちょっとお尋ねしますが、この歳出予算の内訳というのは、これから先どこかの場面で出てくるのでしょうか。

中心市街地活性化推進課長

内訳につきましては出てこないと思っております。予算書の中でこの金額が出るということになるものと思っております。

小幡委員

金額は総枠でしょう。要は用地購入費が1300万円、いま言った支援業務等が1億数千万という数字だけは出るんですけども、何にどれぐらいの金額がかかったかというような、もしくは予算的なものの内訳は全然出てこないんですか。

企画調整部長

予算計上をする際にいろいろ積算を行ったり見積書をいただいた中で、この予算を計上した経過がございます。例えば用地購入費等になりますと、各個人との交渉の中で1人がいくらかというのは出てきますけども、あとはどなたがいくらかという名前を出すわけにはいきませんが、そういう内訳的なものは出せると思います。あとは支援業務委託とか他の工事設計委託料とか、委託を出しますので、そういった額については結果的にどれぐらいで委託を出しましたとかいう形での報告はできるというふうに思っております。できるだけその積算の内訳というのは、業者から出していただいているわけではありませんので、具体的にこの業務が内訳としていくらかというのはちょっと出せないかなというふうには思っております。

小幡委員

ということは結果報告ということ。歳出が決定したあとの報告はできるけども、事前の予算というような細かい数字の報告はないということでしょうか。

企画調整部長

当初、予算に計上いたしました予算額、これのご審議もいただいた中で今回数字を挙げてき

ているわけでございます。どの程度の、質問者がですね、内訳を言っているのかということもよくわからない部分がありますので、ご指摘をいただいた中で答弁できる部分についてはお答えをしていきたいということを思っております。

小幡委員

では今後具体的にね、委員会の中で支出される内訳はその都度聞いていくというようなシステムでやっていくんですかね、それだけ。

企画調整部長

また質問委員と打ち合わせをさせていただきながら進めさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「公用車の事故の状況について」報告を求めます。

管財課長

「公用車の事故の状況について」ご報告いたします。別紙資料の年度・区分別公用車事故集計表によりご報告いたします。

過去3年間の公用車交通事故の状況については、平成22年度、合計33件、平成23年度32件、平成24年度29件の事故が発生しております。例年増加傾向にあった自損事故につきましては、昨年度は15件で前年度より5件減少しましたが、公用車事故の約半数を占めており、また、被害状況は大きなものではなかったものの対人事故が発生し、対物事故は3件発生しております。

24年度の事故の詳細を説明しますと、単純な運転操作ミスが惹起した引き起こした事故、特に公用車駐車場で事故やバック発進時の事故が多発しました。これらの事故については、本人のみならず同乗者が運転手と同様の心構えで運転手の補助をしていたならば防げる事故も多かったことから、同乗者に対しても強く注意、喚起を行っております。

さらに、昨年度から施行した組織全体で公用車の安全運転管理を推進するための「飯塚市職員安全運転管理規程」に基づく交通安全運転管理体制のもと、安全運転の啓発や各種研修などを行っております。本年は研修内容について、市職員の事故特徴を組み込んだ研修、再発防止のみならず未然防止にも踏み込んだ交通安全研修に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、公用車の運転については交通法規の遵守について市民からの苦情も多いことから、「交通法規を守る公務員としての運転」をモットーに、今後も安全運転管理指導の徹底をしてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「登記引取等請求事件について」報告を求めます。

納税課長

「登記引取等請求事件について」ご報告いたします。平成24年3月13日の総務委員会において報告しておりました、平成24年1月20日付「登記引取等請求事件」につきまして、原告より訴えの取り下げがありましたのでご報告いたします。

この事件の原告は、福岡市中央区在住の納税義務者でございます。被告は、原告の元親族

3名並びに飯塚市長でございます。原告及び飯塚市を除く被告3名は、飯塚市内に共有名義の不動産を所有いたしております。そのため飯塚市は、原告を共有代表者として被告3名とともに固定資産税を課税しておりますが、課税した固定資産税の納付が無いため、平成22年5月18日に課税客体である不動産に対し、原告持分の差押えを執行いたしました。

しかし、その後も納付されないため、平成23年11月18日に原告の預金債権の差押えを行ったところ、原告は被相続人の遺言により、当該不動産についての所有権を有していないと主張するとともに、これらの差押えが原告のみに行われた差押えで公平性に欠けるものとして、訴訟を提起したものでございます。飯塚市を除く被告3名に対して、共有課税されている固定資産について、被告3名のうちの1名へ単独所有とする所有権移転更正手続きを行うこと。また、飯塚市及び被告3名に対し、これまでに課税された滞納固定資産税額と慰謝料などの支払いを求めるものでございました。

しかし、原告の求めていた被告である元親族の1名がこれまでに課税された固定資産税の納付と当該固定資産についての所有権移転登記を行ったことで、飯塚市への訴えを維持する必要がなくなったことから、飯塚市への訴えの取り下げがなされたものでございます。よって、この訴えの取り下げによりこの事件は終結いたしました。

以上、簡単でございますが報告とさせていただきます。

また、本件につきましては、市の顧問弁護士に一任しておりましたことから、この事件の終了に伴いまして、弁護士費用が確定しました。よって、平成25年度第1回補正予算に弁護士謝礼金として78万7千円を補正するようにしております。併せてご報告いたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第二次行財政改革大綱(素案)について」報告を求めます。

行財政改革推進課長

「第二次行財政改革大綱(素案)について」報告いたします。

第二次行財政改革の取り組みにつきましては、平成18年度に策定しました行財政改革大綱の計画期間が平成22年度までであること、また、現在取り組んでおります行財政改革実施計画〔第一次改訂版〕の計画期間が平成25年度までであることから、合併特例措置の終了や社会経済情勢の変化等を考えた場合、今後も引き続き、行財政改革に取り組んでいく必要があることから、新たな行財政改革大綱及び、これに基づく行財政改革実施計画を策定することといたしております。

今回、大綱の策定に先立ち、大綱(素案)が附属機関である飯塚市行財政改革推進委員会での審議を経て、作成されましたので、その概要を報告するものであります。

お手元の資料(第二次行財政改革大綱(素案))をご覧ください。1ページをお願いいたします。本大綱(素案)は大きく「第二次行財政改革大綱策定の背景と必要性」「行財政改革の基本的な考え方」「行財政改革の進め方」の三章で構成しております。

まず、「第二次行財政改革大綱策定の背景と必要性」では「1 行財政改革のこれまでの取り組み」を2ページに、「2 市のおかれている状況」を3ページから8ページにかけて記載しております。

このうち「2 市のおかれている状況」では、3ページの「(1)市が抱える課題」として少子高齢化等の人口問題をはじめ、地域経済の低迷や地域コミュニティにおける課題など、本市を取り巻く社会的状況が一層厳しくなる中では、効果的、効率的な行政運営が必要である旨の記載をしております。

同じく、4ページから8ページにかけては「(2)地方分権の推進」として地域の実情

に応じた自主的取り組みの必要性、「(3)財政状況等」として「市税」「地方交付税」「人件費、公債費」「財政調整基金、減債基金残高」の推移を現時点までの決算ベースでの実数値と巻末に別表として添付しております。なお、巻末の「別表 財政見通し」につきましては、昨年の12月議会開会中の全委員会において報告いたしました「財政見通し」の通常分と特別事業分を合わせた表となっております。

次に、9ページから10ページにかけて「行財政改革の基本的な考え方」を記載しております。9ページの「1基本的な考え方」において、総合計画の都市目標像である「人が輝きまちが飛躍する 住みたいまち 住み続けたいまち」の実現のための行財政改革である旨の記載をおこない、「2 基本方針」において、行財政改革を進める上での4つの基本方針「市民等との協働(パートナーシップ)による行政運営の推進」「効果的で効率的な行政運営の推進」「持続可能で健全な財政基盤の確立」「時代に対応できる組織改革と人材育成の推進」を掲げ、「3 基本方針の考え方」においてそれぞれの内容を記載しております。

次に、11ページ「行財政改革の進め方」の「1 期間」においては、大綱の期間は10年とし、大綱に基づく実施計画の期間は5年単位とする旨を記載しています。「2 目標」においては、先ほど説明いたしました4つの基本方針により行財政改革を進めることで達成される具体的目標として「平成35年度時点で財政調整基金(減債基金含)積立残高を標準財政規模の約20%、64億円以上とすること」「地方債の対象事業を計画的に実施し、臨時財政対策債及び災害復旧費を除く公債費を大綱期間中は70億円以内で推移するようにすること」「平成35年度時点で単年度収支を黒字化すること」を掲げています。「3 推進体制」においては大綱に基づく行財政改革の推進体制並びに進行管理と公表について記載しております。以上が第二次行財政改革大綱(素案)の概要でございます。

次に、市民意見募集につきましては、5月1日から5月21日までの期間におきまして、市ホームページおよび、本庁、支所、各12地区公民館、イイヅカコミュニティセンターにおいて募集し、期間中、7件の意見をいただきました。意見の内容としましては大綱(素案)そのものや、今後の行財政改革の必要性がわかりづらいというご意見が大半でございました。行財政改革において市民の皆様のご協力、ご理解は何より必要なものとなりますので、大綱策定の背景や必要性について更に市民の皆様の理解が得られるよう、検討していきたいと考えております。

最後に、第二次行財政改革の取り組みに関する今後の予定でございますが、議会、市民意見を踏まえた大綱の策定作業と併せて、現在、庁内においては、大綱(素案)に基づく実施計画の策定に向けた職員提案並びにヒヤリング等の作業を進めておりますので、行財政改革推進委員会での十分な審議をいただき8月を目途に大綱並びに実施計画を策定していきたいと考えております。

以上、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「土砂災害警戒区域等の指定に係るハザードマップの配布について」報告を求めます。

防災安全課長

「土砂災害警戒区域等の指定に係るハザードマップの配布について」ご報告いたします。

避難体制の整備に係る市の役割として、福岡県による土砂災害警戒区域等の指定に基づくハザードマップにつきましては、以前より一般質問等において、飯塚市域における土砂災害警戒区域等の指定が完了したのち、作製し配布する事としておりましたが、福岡県による飯塚・筑穂両地区におきまして指定が遅れていますことから、既に指定完了しております穂波・庄内・

穎田地区について先に作製し、配布するものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。配布しております資料をご覧ください。このハザードマップは、飯塚6地区、穂波2地区、筑穂3地区、庄内3地区、穎田2地区といたしまして、市内を16分割にして作製いたします。ハザードマップには、土砂災害警戒区域、これをイエローゾーン、土砂災害特別警戒区域、これをレッドゾーン、及び市が過去の災害を踏まえて土砂災害の警戒を行っている地区を色分け表示し、併せて避難所や消防団詰所等を表示しております。既に作製いたしました穂波・庄内・穎田地区分は、自治会を通じ平成25年6月1日の市報いづかと同時に、各地域に合わせたハザードマップを各戸に配布する予定でございます。

また、飯塚・筑穂両地区においては、県による土砂災害警戒区域等の指定が完了次第、作製し各戸に配布する予定であり、予定としましては9月1日配布を目指しております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

小幡委員

ハザードマップには直接関係ないんですが、この航空写真、古いでしょう。今の新しいのにはできなかったんですか。

防災安全課長

この航空写真につきましては、県がこれで作成したものでありまして、これをうちのほうでデータをいただいて作製したものでございます。県のほうにまだ新しい情報が行ってないということで、この分で作製いたしております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。